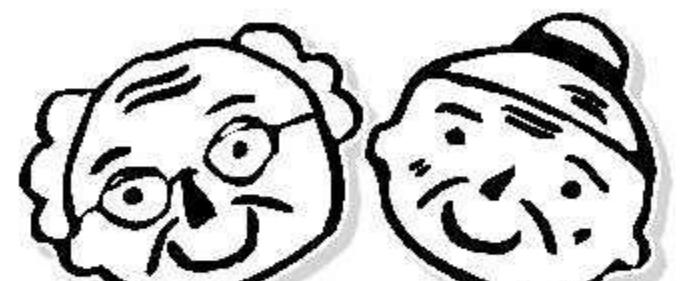


## 健康長寿のための 料理教室



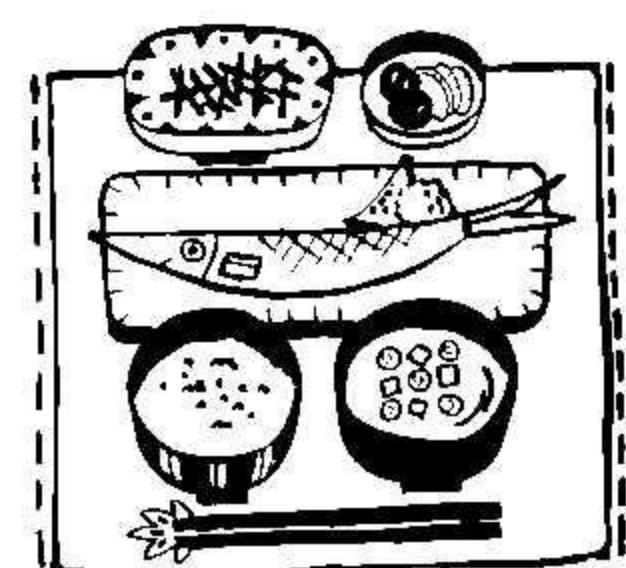
「元気で長生き」をするためには、好き嫌いなく食べること。一度、毎日のお食事に視点を向けてみませんか。

男女問わず、料理の経験がある方もない方も、お気軽にご参加ください。おひとりでの参加もお待ちしております。教室でぜひお友達作りをしましょう。

日 時：平成26年8月27日（水）  
午前9時30分～正午終了予定  
場 所：ゆうゆう館内保健センター  
栄養指導室  
参 加 費：200円（材料費）  
対 象：65歳以上の方（定員20名）  
持 参 品：エプロン、三角巾、米1合  
申込方法：8月8日（金）までに、  
健康増進課にお申し  
込みください。

### 【申込み・問合せ先】

健康増進課 ☎240-7134



## 茨城町火災予防条例一部改正について

昨年8月、京都府の花火大会で露店から発生した火災を踏まえ、茨城町火災予防条例の一部が改正されました。

### ○露店等の開設届出書

祭礼、縁日、花火大会などの屋外の催し物に出店する露店が火器使用設備を使用する場合、消防器を準備するほか、催しの主催者等が事前に「露店等の開設届出書」を消防署に届け出することが必要になります。

### ○大規模な催しに関する届け出

消防長が指定する大規模な催しを主催する者は、14日前までに防火担当者を定め、火災予防上必要な業務の計画作成及び届出等が必要になります（違反した場合30万円以下の罰金）。

※屋外行事で火器使用器具や発電機等を使用する露店の開設を予定している団体については、事前に消防本部予防課までご相談ください。

### 【申込み・問合せ先】

茨城町消防本部予防課 ☎292-1515

## レジ袋削減にご協力をお願いします!!.....

茨城町では、「レジ袋無料配布中止に関する協定（平成22年3月29日締結）」を締結した協定締結事業者ご協力の下、レジ袋を削減する取り組みを推進してきました。

環境省によると、レジ袋は石油から作られるプラスチック製品で、**レジ袋1枚（10g）を使わなければCO<sub>2</sub>を61g減らすことができる**とされています。1日1枚として考えると、その量は年間で22kgになります。地球温暖化を防止するためには、こういった積極的な取組みが必要です。

近年ではレジ袋削減が浸透てきて、マイバッグ等を持参している方が多く見受けられるようになりました。これからも、地球温暖化防止に向けて町民の皆様のご協力をお願いします。

### 【茨城町レジ袋無料配布中止協定締結事業者】

- ・(株)カスミフードスクエア イオンタウン水戸南店
- ・(株)ヨークベニマル 長岡店
- ・(株)エコス 茨城町店
- ・(株)宮城商店

【問合せ先】 みどり環境課 ☎240-7135



## 茨城町文化的施設整備事業の延期について

現在、平成23年3月の東日本大震災により被災した中央公民館が使用不能となっており、町民の皆様に大変ご迷惑をおかけしております。

町では、中央公民館に代わる施設として、文化的施設整備に向けた検討を進めておりましたが、建築資材及び人件費の急激な上昇により建設費が増高している状況であり、町の負担が増大するため、茨城町文化的施設建設検討委員会及び茨城町議会のご理解を得て、文化的施設の施工時期を当面延期することといたしました。

なお、事業の延期に伴い、代替施設について早急に検討してまいります。

また、事業再開の時期については、今後の経済状況などを踏まえ、総合的に判断して早期再開を目指します。

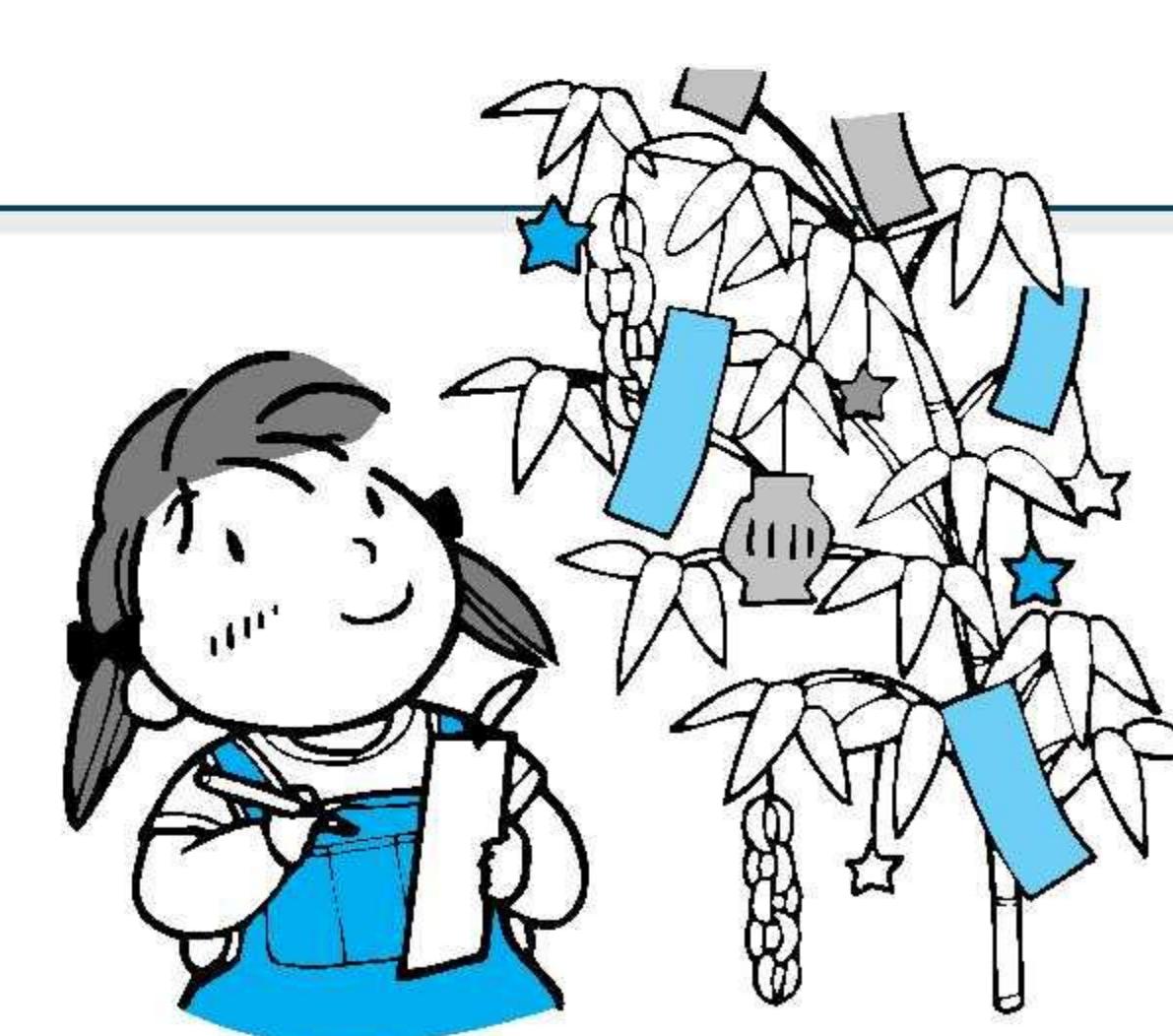
【問合せ先】 都市建設課 文化的施設整備推進室 ☎292-1111（内線144）

児童扶養手当の受給者（所得制限による支給停止者を含む）は、毎年現況届を提出しなければなりません。この現況届の提出がないと受給資格があつても引き続き手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

例年、受付期間を過ぎてから提出する方が見受けられますが、受付期間内での提出をお願いします。

26 平  
年  
度  
成

◆平成26年度の現況届の受付を次の日程にて行います。	
▼受付時間	午前8時30分～午後5時（昼休みを除く）
※8月6日（水）のみ午後7時まで受付	
▼受付場所	茨城町役場 こども課（2階16番窓口）



- ※児童扶養手当を受けてから5年以上経過した方については、法律で手当の2分の1を支給停止することとされています。ただし、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を提出することにより適用除外となります。**5年以上経過に該当する方については、関係書類を6月中**旬頃に郵送いたしましたので、併せて提出してください。
- 現況届・養育費等に関する申告書（7月末郵送予定）  
○印鑑（朱肉を使用するもの）  
○住民票謄本（同じ住所地で世帯分離にある家族分も含む）  
○課税証明書（平成26年1月1日以後に転入された方）  
※その他申請する方の事情に応じて、右記以外の書類が必要になる場合があります。

【問合せ先】 こども課 ☎ (240) 7144